

厚岸町告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年6月3日

厚岸町長 三 浦 克 彦



1 都市計画の種類 道路

2 都市計画を定める土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主な経過地
幹線道路	3・4・9 白浜通	厚岸町光栄	厚岸町白浜3丁目	厚岸町白浜4丁目
幹線道路	3・5・12 白浜中央通	厚岸町白浜4丁目	厚岸町白浜4丁目	厚岸町白浜4丁目
幹線道路	3・4・13 白浜西通	厚岸町白浜2丁目	厚岸町白浜4丁目	厚岸町白浜4丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 縦覧場所

厚岸町真栄3丁目1番地 厚岸町役場建設課